

請願第1号

建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願

紹介議員

米 重 健 男
飛鳥井 佳 子

建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願

<請願の要旨>

建設アスベスト問題の早期解決を求める意見書を政府に出していただくこと

<請願の理由>

今年1月29日、「建設アスベスト京都訴訟」の判決が言い渡され、京都地裁は先行する全国のアスベスト裁判同様、4たび国を断罪するとともに、はじめてアスベスト製造企業の責任を認める画期的な判断を下しました。

さらに労働安全衛生法の保護対象にないとして、これまで救済を否定されてきた、いわゆる「一人親方」についても、この問題は立法府の責任を問うことによって解決すべきという、裁判所としては異例ともいえる見解を示すにいたりました。

行政においても、昨年12月18日には京都府議会で「建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書」が全会一致で採択されたのをはじめ、長岡京市、京田辺市、木津川市、亀岡市、等々、京都府内の各自治体で同様の意見書が次々に採択をされています。

一方、アスベスト（石綿）被害は、依然として多くの労働者、国民の中に広がり続けており、石綿を原因とするガン・中皮腫による死亡は急増しています。

さらに今後、全国の280万戸の建物の改修・解体に伴うアスベストの飛散はもちろん、東日本大震災、あるいは熊本地震など、災害による影響をふくめて、将来に渡って甚大な被害が拡大することが懸念されています。

とりわけ建設業界では、国が建築基準法などで不燃・耐火工法としてアスベストの使用をすすめたこともある、現在、そして数十年先の未来にまで、最も深刻な被害想定がされています。

また、現場作業者の多くが重層下請構造や多くの現場に従事していることから、労災認定には困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もありません。国は石綿被害者救済法を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められています。アスベスト被害への補償・救済・安全対策の実施は焦眉の課題です。

このような新たな状況のもと、国は、司法が下した判決や行政・世論の声を真摯に受け止め、アスベスト被害者と遺族が生活できる補償・救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとって、アスベスト問題を早期に解決するために、貴議会が以上の趣旨に基づき、国に対して意見書を提出していただけるよう請願いたします。

<請願項目>

一、建設アスベスト問題の早期解決を求める意見書を政府に出していただくこと

平成28年6月6日

向日市議会議長

小野 哲 様